

副 本

令和5年（ワ）第2913号 オンライン記事掲載差止等請求事件

原告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

被告 宮部龍彦

第5準備書面

2025年6月23日

さいたま地方裁判所 第2民事部 御中

原告ら代理人弁護士

山 本 志 都



本件事件提訴後、被告は立て続けに（2024年4月3日から同年7月3日まで）、被告が代表を務める出版社合同会社示現舎のウェブサイト上「部落探訪」に、埼玉県内の被差別部落8つを取り上げた。

本準備書面で、原告らは、2024年9月12日付で行った請求の趣旨拡張の申立てに係る、原告らの人格権侵害につながる各記事の内容について、主張する。

これまでも主張してきたように、コンテンツの中に、被差別部落であると部落名や所在地を特定してその状況を列挙すること自体が、原告らの人格権の侵害にあたるが、個別具体的な記載の内容についても、地域住民の差別されない権利、プライバシー権などを侵害するものがあるので、その点を個別に指摘する。

1 甲57（曲輪クエスト（357）上尾市内）について

2024年4月3日投稿

本件記事には、34枚の画像と1本の動画（②#257）が付されている。

③ないし⑥は記事の内容からすると「同和4団体に補助金が出ている」ことに関して上尾市が情報公開請求で部分開示した文書のようなものである。

⑦（2枚）、⑨（2枚）、⑪、⑬ないし⑮の画像は白山神社の状況、⑧の画像は古い書籍の中の写真、⑩は安中氏の白山神社の状況を撮影したものであるが、内⑪は⑨の上の写真の扉の隙間から社殿の中を撮影したものになっている。

被告は、社殿の中の鰐口に記載されていた世話人の名前として「川田」という名字があったことをことさらに指摘し（⑫）、「敷地が広い家の表札を見ると、川田の他、坂本、本田など。また、住民から村上さんも多いよと教えていただいた」（⑳）とした記載した上で、それら名字を「マップン！」という名字分布の状況を分析するツールを用いて、同地域の航空地図上に住民の名字分布を表示したものを㉔として掲載した。

また、被告は、「大変詳しい方」から聞いた情報として、2つの地区があり、対外的には両者とも被差別部落とみなされていたことなどを記事として記載している（㉑ないし㉕）。

2 甲58（曲輪クエスト（358）上尾市内）について

2024年4月10日投稿

本件記事には、23枚の画像と1本の動画（②#258）が付されている。

③ないし⑤の画像は集会所の状況であるが、⑤については、集会場の中に設置されている本棚の状況を被告自身が建物の中に入って撮影している。㉒は別の集会所（名称は公民館ということだが）の状況を撮影している。⑧ないし⑫の画像は地区の墓地の様子である。⑬ないし㉑の画像は地区の住宅を撮影したものであり、そのうち⑮及

び②③は商店名と電話番号がはっきりと読み取れる。②④は地区にある神社、②⑤は同神社に建立されている碑の面を撮影したものである。

また、被告は、菊池山哉の書籍中から、この地域に多い名字を「橋本」「高橋」と特定している部分などを引用し、⑦では「マップン！」を用いて、この地区及びその周辺の2名字の分布状況を図示し、②④の記事でも名字に着目して、当該地区が被差別部落かどうか特定しようとしている。

3 甲59（曲輪クエスト（359）北葛飾郡杉戸町内）について

2024年4月24日投稿

本件記事には、21枚の画像と1本の動画（②#259）が付されている。

③、④及び⑥の画像は、杉戸町が設置・管理している集会所の外観であり、⑤は集会所の概要を示した文書である。また、①、⑦ないし⑪の画像は区域にある白山神社の外観及び社殿の中の状況である。⑫ないし⑭の画像は区域の住宅の状況であり、「世帯数6件ほど」（⑬）とあるので、ほとんど特定されてしまっている。⑮ないし⑲の画像は寺院及び墓地を撮影したものであり、⑱には寺名が読み取れる。⑳ないし㉒の画像は区域の商店・住宅の状況であるが、㉑では「食肉センター●●精肉店」という看板の文字が読み取れる。

④の記事では、部落解放同盟の支部の会員の氏名がいずれも杉本姓であると特定し、⑧の記事でも同様に奉納板に同姓が多いと記載する。

4 甲60（曲輪クエスト（360）幸手市内）について

2024年5月8日投稿

本件記事には、13枚の画像と1本の動画（②#260）が付されている。

①、⑤及び⑥の画像は白山神社を撮影したものである。③、④、⑦、⑨は同神社周

辺、⑩ないし⑭は区域の住宅の状況などを撮影した画像である。

また、⑧では、同地区に「松本」姓が多いという情報に基づき、「マップン！」を用いて分布状況について特定を行っている。

この区域で、被告は、複数の住民に話を聞いて（⑥、⑦、⑨、⑫ないし⑭の記事）、白山神社周辺が地区である旨「特定」している。

5 甲61（曲輪クエスト（361）久喜市内）について

2024年5月15日投稿

本件記事には、30枚の画像と1本の動画（②#261）が付されている。

被告は、この区域はかつて上中下に分かれていたという情報に基づき、区域内を回っている。

上：④ないし⑥の画像が上（西）側の白山神社であり、⑥は⑤の扉内部をのぞきこんだ社殿の様子である。⑦、⑨ないし⑪は区域の住宅の画像であり、⑫及び⑭の画像は集会所の状況の画像である。

中：⑮及び⑯が中の地域の住宅の状況である。⑰ないし⑲の画像が白山神社（下の住民が氏子との解説あり（⑳））、㉑は㉒の扉内部をのぞき込んだ社殿の様子であり、㉓及び㉔が同神社周辺の「潰れかけた家」の画像、㉕及び㉖が同神社内の碑である。

下：㉗は路傍の地蔵の画像、㉘及び㉙が区域の住宅の状況の画像、㉚及び㉛が公園の画像である。

㉜は「マップン！」による名字分布分析結果であり、上といわれる地区に坂本姓が多く、下といわれる地区に宮内姓が多いとされ、中にある白山神社内の碑に多い姓（㉝）と一致するとされている。

6 甲62（曲輪クエスト（362）久喜市内）について

2024年5月22日投稿

本件記事には、27枚の画像と1本の動画(②#262)が付されている。

③ないし⑧、⑪及び⑫の画像は、白山神社のものであり、⑤ないし⑧は室内の状況である。⑧に写っている奉納板には『関東の部落に行く』の著者である川元祥一の案内人となった荒井栄次郎の氏名があるという。⑨は被告によれば1945年1月1日の『水平新聞』の記事だといい、若い女性が差別事件に遭いその解決のために水平社の支部が尽力したことが記載されている。⑭ないし⑰は放置されているようにみえる乗用車の画像である。「ナンバーが外されてタイヤがつぶれた車が放置されている」(⑰)との記事がある。

⑩は樋口、荒井、神部、小齊という名字の分布分析状況を「マップン！」に入れたものであり、被告は「神社で見掛けた名字を分析すると、古村の範囲が見えてくる」と記載している。

⑬及び⑱は観音堂の画像であり、⑳ないし㉓の画像は区域の住居の状況であり、「前の方にある家【代理人注：本家の建物であり、奥に分家が建物を作っている】が「廃墟になっている家がいくつもある」(㉓)。①、㉔及び㉗は隣保館の状況であり、「人権標語」も写され、標語を作成した個人名も表示されている。

7 甲63(曲輪クエスト(363)加須市内)について

2024年5月29日投稿

本件記事には、18枚の画像と1本の動画(②#263)が付されている。

③ないし⑤の画像では集会所の施設が撮影されている。⑥ないし⑰は区域の住宅の状況の画像である。また、⑱は2019年以前の白山神社の様子、⑲は記事掲載当時の神社がなくなっている様子の画像である。

⑥の記事では「埼玉県加須市長選挙無効事件」のこと、⑨の記事では平成の大合併

の頃の日立アロイ株式会社の従業員の差別発言に対する糾弾について記載されている。

8 甲64（曲輪クエスト（368）行田市内）について

2024年7月3日投稿

本件記事には、23枚の画像と1本の動画（②#268）が付されている。

③ないし⑤の画像は区域にある行田市役所の支所及び隣保館の状況である。⑦ないし⑨、⑭ないし⑳は、区域内の住宅の画像である。⑩及び⑪は墓地、⑫は集会所、⑬はスクラップヤードが撮影されている（乗用車のナンバープレートが写っている）。㉑及び㉒は八坂神社の画像である。

⑥は、区域全体について「マッポン！」で吉野姓の分布状況を示したものであり、その集中度から被差別部落の存在する場所の小字を特定している。

⑮には、「熊谷市では活動家のデモに税金から日当と交通費が出ていることが分かっている。そして、15年くらい前は『差別者』の家を旗を持って取り囲むようなこととしており、その日当が4000円、泊まりでは10000円だった」という根拠不明な記載がある。「住民にその話をすると、同和団体のそういう活動はここでも知られていたこと。なお、南河原には解放同盟と部落解放愛する会があつて、勢力は半々だったという。『自分も入っていたけど、やめた。恥ずかしいから』と住民が語る」(⑰)、
「なぜ恥ずかしいのかと言うと、やはり同和といったことは語り継ぐようなものではないから。『そんなことを聞いてくる、頭がおかしいのは、あんたくらいだ』と言われてしまった」(⑱)という記載もされており、被告の解放運動に対する歪んだ認識が示されている。

以上